平成２０年（家）第７８０５号
本籍広島県豊田郡大崎上島町東野甲5498番地２、最後の住所東京都目黒区以下不詳
不在者　高橋　　晤
昭和22年７月21日生
平成21年12月８日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２０年（家）第９６４６号
本籍島根県大田市久手町波根西242番地２、最後の住所朝鮮民主主義人民共和国咸鏡北道羅南本町91番地
不在者　山尾　五成
明治31年３月13日生
平成21年12月８日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２０年（家）第１０４８０号
国籍米国、最後の住所東京都世田谷区等々力８丁目18番９号
不在者　キャサリン　チーター
西暦1950年４月27日生
平成21年12月３日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２１年（家）第１６０号
本籍東京都大田区中央４丁目1264番地、最後の住所東京都大田区中央４丁目20番７号
不在者　鈴木カツミ
昭和18年４月13日生
平成21年12月４日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２１年（家）第４４０号
本籍仙台市若林区沖野６丁目721番地の２、最後の住所東京都江東区牡丹２丁目９番16号門前仲町東豊エステート923
不在者　小島　勝美
昭和30年12月12日生
平成21年12月５日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２１年（家）第１７２号
本籍神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1913番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　櫻井　義之
大正11年10月14日生
平成21年12月８日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

平成２１年（家）第５号
本籍北海道札幌市中央区南９条西４丁目429番地、最後の住所札幌市以下不詳
不在者　石原宗太郎
明治15年６月30日生
平成21年12月５日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所裁判所書記官

平成２０年（家）第２８６号
本籍茨城県東茨城郡大洗町磯浜町915番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　鈴木　郁子
昭和35年４月21日生
平成21年11月19日失踪宣告審判確定
水戸家庭裁判所裁判所書記官

平成２０年（家）第２２０６号
本籍千葉県船橋市八木が谷４丁目522番地、最後の住所東京都杉並区井草４丁目３番19号蒔田方
不在者　豊田　　功
昭和５年１月31日生
平成21年12月８日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

平成２１年（家）第１２号
本籍横浜市中区若葉町３丁目51番、最後の住所横浜市旭区南本宿町45番地
不在者　大平　政弘
昭和38年４月21日生
平成21年12月８日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

平成２１年（へ）第１号
次の申立人の申立てによって別紙目録記載の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記権利は失権する。
千葉県成田市久米41番地
申立人　岩舘　喜平
権利の届出の終期　平成21年11月30日
平成21年12月２日　　佐倉簡易裁判所

（別紙）　目　録
１物件の表示
⑴成田市久米字仲屋敷41番１
宅地　1063.80平方メートル
⑵成田市久米字山ノ後234番
山林　1140平方メートル
⑶成田市久米字半仲144番１
田　1160平方メートル
２失権すべき根抵当権設定仮登記・所有権移転請求権仮登記の表示
⑴千葉地方法務局成田出張所昭和56年８月６日受付第15025号根抵当権設定仮登記
原因　昭和56年５月８日設定
極度額　金200万円
債権の範囲　金銭消費貸借取引
債務者　成田市久米41番地
岩舘　喜平
権利者　千葉市神明町200番地
松山　和夫
⑵千葉地方法務局成田出張所昭和56年８月６日受付第15029号所有権移転請求権仮登記
原因　昭和56年５月８日売買予約
権利者　千葉市神明町200番地
松山　和夫
⑶千葉地方法務局成田出張所昭和56年８月６日受付第15024号根抵当権設定仮登記
原因　昭和56年５月８日設定
極度額　金200万円
債権の範囲　金銭消費貸借取引
債務者　成田市久米41番地
岩舘　喜平
権利者　千葉市神明町200番地
松山　和夫
⑷千葉地方法務局成田出張所昭和56年８月６日受付第15027号所有権移転請求権仮登記
原因　昭和56年５月８日売買予約
権利者　千葉市神明町200番地
松山　和夫
⑸千葉地方法務局成田出張所昭和56年８月６日受付第15026号根抵当権設定仮登記
原因　昭和56年５月８日設定
極度額　金200万円
債権の範囲　金銭消費貸借取引
債務者　成田市久米41番地
岩舘　喜平
権利者　千葉市神明町200番地
松山　和夫
⑹千葉地方法務局成田出張所昭和56年８月６日受付第15028号所有権移転請求権仮登記
原因　昭和56年５月８日売買予約
権利者　千葉市神明町200番地
松山　和夫

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第４５１号
千葉県四街道市大日字富士見ケ丘2176番地11
債務者　有限会社奈良建設
代表者取締役　奈良　清造
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊地　秀樹
４　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午前10時
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１３６号
三重県伊勢市岡本３丁目10番５号
債務者　有限会社山文印刷
代表者代表取締役　北澤　龍平
１　決定年月日時　平成21年12月18日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北岡　雅之
４　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午前10時
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第３５４号
青森市港町２丁目18番27号
債務者　株式会社丸三三金商店
代表者代表取締役　加賀谷武弘
１　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹中　　孝
４　破産債権の届出期間　平成22年１月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午前10時30分
青森地方裁判所民事部破産係